

令和3年度教科書採択関係状況調査（公立高等学校）調査結果

(令和4年3月)

調査期間 : 令和3年10月6日から11月4日

回答者 : 全ての都道府県教育委員会

調査項目 : 令和3年度に行った、令和4年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

(単位はすべて「%」)

1 採択事務のスケジュール等について

1-1 採択の決定時期等について

1-2 採択権限の行使方法について

1-3 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

2 採択に当たっての調査研究について

2-1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員

2-2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究

2-3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について

3 採択に係る資料の公表等について

3-1 都道府県教育委員会における公表について

3-2 市町村教育委員会における公表について

4 教科書見本の取り扱いについて

4-1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について

4-2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

4-3 市町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

5 教科書展示会の会場数及び来場者数について

6 図書館等への教科書の整備について

6-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について

6-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について

7 採択に関する公正確保について

7-1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

7-2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

1 採択事務のスケジュール等について

1 - 1 採択の決定時期等について

1 - 1 - 1 都道府県立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 7月31日以前	2	4.3
② 8月1日～8月16日	5	10.6
③ 8月17日～8月31日	21	44.7
④ 9月1日～9月16日	13	27.7
⑤ 9月17日～9月30日	1	2.1
⑥ 10月1日～10月16日	1	2.1
⑦ 10月17日以降	4	8.5

※全国の47都道府県について

1 - 1 - 2 市町村立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 7月31日以前	57	53.3
② 8月1日～8月16日	12	11.2
③ 8月17日～8月31日	30	28.0
④ 9月1日～9月16日	3	2.8
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	5	4.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村

1 - 1 - 3 都道府県（※）の教育委員会が設定する、市町村教育委員会による需要数報告の期限

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 7月31日以前	11	33.3
② 8月1日～8月16日	9	27.3
③ 8月17日～8月31日	6	18.2
④ 9月1日～9月16日	4	12.1
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	1	3.0
⑧ 特段設けていない。	2	6.1

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する33都道府県について

1 - 2 採択権限の行使方法について

1 - 2 - 1 都道府県（※）の教育委員会における採択権限の行使方法

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	21	44.7
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	10	21.3
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4
④ 教育長の専決により教科書を採択している。	12	25.5
⑤ その他	1	2.1

※全国の47都道府県について

1 - 2 - 2 市町村（※）の教育委員会における採択権限の行使方法

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	96	89.7
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	4	3.7
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	0	0.0
④ 教育長の専決により教科書を採択している。	3	2.8
⑤ その他	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 3 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1 - 3 - 1 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	0	0.0
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している。	2	4.3
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している。	44	93.6
④ その他の方法で採択希望を聴取している。	1	2.1

※全国の47都道府県について

1 - 3 - 2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 行った。	44	93.6
② 行わなかった。	0	0.0
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の形式的な確認のみを行った。	3	6.4

※全国の47都道府県について

1 - 3 - 3 各学校が教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合（※）の観点について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	22	46.8
② 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	34	72.3
③ 選定理由	42	89.4
④ その他	5	10.6

※（1-3-2）において①を選択した44都道府県

1 - 3 - 4 各学校が教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合（※）の採択結果について

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合（％）
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	43	97.7
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0.0
③ 未回答（採択の時期が本調査以降であるため）	1	2.1

※（1-3-2）において①を選択した44都道府県

1 - 4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1 - 4 - 1 市町村（※）の教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	0.9
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している。	6	5.6
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している。	96	89.7
④ その他の方法で採択希望を聴取している。	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 4 - 2 各学校が市町村（※）の教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 行った。	97	90.7
② 行わなかった。	3	2.8
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の形式的な確認のみを行った。	6	5.6
③ 未回答	1	0.9

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 4 - 3 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行う場合（※）の観点について（複数回答可能）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合（％）
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	30	30.9
② 市町村の教育目標・方針への適合性	58	59.8
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	72	74.2
④ 選定理由	81	83.5
⑤ その他	3	3.1

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

1 - 4 - 4 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行った場合（※）の採択結果について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	97	100
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

2 採択に当たっての調査研究について

2 - 1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員

		合計	内訳						
			保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	教育長	教育委員	教育委員会 事務局職員	その他
① 都道府県の教科用図書 選定審議会の委員	(人)	584	51	111	92	64	39	134	93
	(%)	100	8.7	19.0	15.8	11.0	6.7	22.9	15.9
② 都道府県の教科用図書 選定審議会の調査員	(人)	858	0	8	607	1	5	231	6
	(%)	100	0.0	0.9	70.7	0.1	0.6	26.9	0.7

※高等学校で使用する教科書の調査研究に当たっては、教科用図書選定審議会以外の調査組織を運営している都道府県もある。

2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究

2 - 2 - 1 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	24	51.1
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	2.1
④ その他の方法で調査研究組織を設置（下欄に具体的に御記入ください。）	2	4.3

2 - 2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	44	93.6
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない	3	6.4

2 - 2 - 3 都道府県（※）の教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	33	75.0
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	19	43.2
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	40	90.9
④ 各教科書の説明等の理解しやすさ	28	63.6
⑤ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	29	65.9
⑥ 各教科書の使いやすさや見やすさ	28	63.6
⑦ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	17	38.6
⑧ その他の観点や基準（下欄にその理由を御記入ください。）	9	20.5

※2-3-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 2 - 4 都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合（※）に、その基準を各学校に示しているかについて

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 採択に関する基準を示した。	43	97.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0
③ 未回答	1	2.3

※2-2-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について

2 - 3 - 1 市町村立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について（複数回答可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	7	6.5
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	97	90.7
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	0	0.0
④ その他の方法で調査研究組織を設置	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

2 - 3 - 2 市町村立（※）の高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	79	73.8
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	28	26.2

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

2 - 3 - 3 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合（※）に、その項目について（複数回答可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	52	65.8
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	29	36.7
③ 市町村の教育目的・方針への適合性	46	58.2
④ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	65	82.3
⑤ 各教科書の説明等の理解しやすさ	52	65.8
⑥ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	53	67.1
⑦ 各教科書の使いやすさや見やすさ	54	68.4
⑧ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	35	44.3
⑨ その他の観点や基準（下欄にその理由を御記入ください。）	3	3.8

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

2 - 3 - 4 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その基準を各学校に示しているかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合（％）
① 採択に関する基準を示した。	74	93.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	5	6.3

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

3 採択に係る資料の公表等について

3 - 1 都道府県教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	その他	静ひつな採択環境を確保	請求があれば開示	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	19	28	14	5	3	5	17	6
	40.4 (%)	59.6 (%)						
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	13	34	9	2	2	6	18	10
	27.7 (%)	72.3 (%)						
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	37	10	28	10	4	0	10	0
	78.7 (%)	21.3 (%)						
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	17	30	9	8	1	5	23	2
	36.2 (%)	63.8 (%)						
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	28	19	28	1	0	5	6	8
	59.6 (%)	40.4 (%)						

3 - 2 市町村教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）				非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	都道府県教育委員会が公表	その他	静ひつな採択環境を確保	請求があれば開示	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	34	73	23	14	1	1	24	26	23
	31.8 (%)	68.2 (%)							
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	30	77	16	15	1	1	22	36	19
	28 (%)	72 (%)							
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	55	52	41	17	1	2	13	32	7
	51.4 (%)	48.6 (%)							
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	40	67	25	14	1	4	15	42	10
	37.4 (%)	62.6 (%)							
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	56	51	46	12	1	4	13	30	8
	52.3 (%)	47.7 (%)							

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

4 教科書見本の取り扱いについて

4 - 1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について

4 - 1 - 1 都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	28	59.6
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	10	21.3
④ 見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	4	8.5
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	9	19.1

4 - 1 - 2 市町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.8
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	66	61.7
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	55	51.4
④ 見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	33	30.8
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	11	10.3

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

4 - 2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4

4 - 3 市町村教育委員会（※）における教科書見本の送付部数限度について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	100	93.5
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	3	2.8
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

5 教科書展示会の会場数及び来場者数について

	法定展示会 会場数
① 貴都道府県域内において開催された法定展示会の会場数の総数	1125
② 来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	872
→来場者数の延べ数（概数）	43279
③ 来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	233

6 図書館等への教科書の整備について

6 - 1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（%）
① 教科書センターで閲覧等に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7
② 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	2	4.3
③ 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	11	23.4
④ 特に整備していない。	1	2.1

6 - 2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	8	7.5
② 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	64	59.8
③ 特に整備していない。	106	99.1

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

7 採択に関する公正確保について

7 - 1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100.0
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	12	25.5
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

7 - 2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	100	93.5
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	13	12.1
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

採択関係状況調査結果（国立・私立高等学校）

※割合は四捨五入のため合計した際に100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1 - 1 採択の決定時期等について

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合 （※1）（%）	学校数（校）	全体に占める割合 （※2）（%）
① 7月31日以前	19	90	1114	88.6
② 8月1日～8月16日	1	5	53	4.2
③ 8月17日～8月31日	1	5	42	3.3
④ 9月1日～9月16日	0	0	11	0.9
⑤ 9月17日～9月30日	0	0	8	0.6
⑥ 10月1日～10月16日	0	0	0	0.0
⑦ 10月17日以降	0	0	29	2.3

※1 国立高等学校は合計21校が回答

※2 私立高等学校は合計1257校が回答

1 - 2 教科書の採択方法について

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合 （※1）（%）	学校数（校）	全体に占める割合 （※2）（%）
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	23.8	123	9.8
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0	25	2.0
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	16	76.2	1049	83.5
④ 特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0	30	2.4
⑤ その他	0	0	30	2.4

※1 国立高等学校は合計21校が回答

※2 私立高等学校は合計1257校が回答

2

採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成		作成なし	未回答
			公表	非公表		
① 採択基準	国立	21（校） （100）	8（校） （38.1）	5（校）	13（校） （61.9）	0（校） （0）
				3（校）		
	私立	1257（校） （100）	310（校） （24.7）	146（校）	939（校） （74.7）	8（校） （0.6）
				164（校）		
② 選定関係資料	国立	21（校） （100）	9（校） （42.9）	7（校）	12（校） （57.1）	0（校） （0）
				2（校）		
	私立	1257（校） （100）	322（校） （25.6）	147（校）	928（校） （73.8）	7（校） （0.6）
				175（校）		
③ 採択結果	国立	21（校） （100）	公表		5（校） （23.8）	0（校） （0）
			16（校） （76.2）			
	私立	1257（校） （100）	公表		811（校） （64.5）	80（校） （6.4）
			366（校） （29.1）			
④ 採択理由	国立	21（校） （100）	公表		5（校） （23.8）	0（校） （0）
			16（校） （76.2）			
	私立	1257（校） （100）	公表		991（校） （78.8）	80（校） （6.4）
			186（校） （14.8）			

※括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す

採択関係状況調査結果（公立中学校）

調査期間：令和3年10月6日から11月4日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：令和3年度における、無償措置法第14条及び同法施行規則第6条第3号により可能であった採択替えについて
※表中の割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。

1 採択替えを行うか否かの判断について

1 - 1 都道府県教育委員会において採択替えを行ったかについて

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。（※1）	44	93.6
④ 未回答（※2）	3	6.4
⑤ 合計	47	100.0

※1 ③には都道府県立の公立中学校等がない4都道府県も含まれている。

※2 ④の3都道府県は都道府県立の公立中学校等がないことから未回答。

1 - 2 都道府県教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった 図書についての調査研究の結果	36	90.0
② 令和2年度における採択の理由	31	77.5
③ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に 都道府県教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	32	80.0
④ その他	5	12.5

※1 - 1 ③のうちにおいて採択替えを行うか否かの判断を行った40都道府県

1 - 3 市町村教育委員会において採択替えを行ったかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。	1740	100.0

※R2年度調査において回答のあった市町村教育委員会は1747市町村教育委員会、平成30年度調査においては1742市町村教育委員会

1 - 4 市町村教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった 図書についての調査研究の結果	1226	70.5
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査 研究の結果	937	53.9
③ 令和2年度における採択の理由	1317	75.7
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に 市町村教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	1400	80.5
④ 市町村教育委員会において行った、新たに発行されることとなった 図書についての調査研究の結果	726	41.7
④ その他	143	8.2

2 採択に係る資料の公表について

2-1 都道府県教育委員会における公表について

①	都道府県教育委員会が作成する調査研究資料（※1）	公表	38 (80.9)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	29	38
					情報センター等	18	
					その他	1	
		非公表	9 (19.1)	非公表の理由	静ひつな採択環境を確保	1	9
					請求があれば開示	8	
					その他	0	
②	都道府県立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果（※2）	公表	29 (72.5)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	24	11
					情報センター等	8	
					その他（※3）	4	
		非公表（※3）	11 (27.5)	非公表の理由	静ひつな採択環境を確保	1	
					請求があれば開示	7	
					その他（※3）	3	
③	都道府県立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果の理由（※2）	公表	20 (50)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	15	20
					情報センター等	6	
					その他	3	
		非公表（※3）	20 (50)	非公表の理由	静ひつな採択環境を確保	1	
					請求があれば開示	16	
					その他（※3）	3	
④	都道府県立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録（※2）	公表	24 (80)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	23	16
					情報センター等	2	
					その他	0	
		非公表（※3）	16 (20)	非公表の理由	静ひつな採択環境を確保	3	
					請求があれば開示	10	
					その他（※3）	3	

※1 都道府県立の公立中学校等の有無にかかわらず全47都道府県

※2 都道府県立の公立中学校等がない7都道府県を除く

※3 資料を作成していない1都道府県も含まれる

2-2 市町村教育委員会における公表について

①	市町村教育委員会が作成する調査研究資料	公表	411 (23.6)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	211	
					情報センター等	118	
					都道府県教育委員会が公表	3	
					採択地区協議会の事務局を務める	151	
					その他	24	
		非公表	1328 (76.4)	非公表の理由	静ひつな採択環境を確保	249	
					請求があれば開示	776	
					その他	302	
		未回答	1 (0.1)		未回答	1	
②	市町村立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果	公表	937 (53.9)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	588	
					情報センター等	118	
					都道府県教育委員会が公表	268	
					採択地区協議会の事務局を務める	192	
					その他	34	
		非公表	802 (46.1)	非公表の理由 (複数回答あり)	静ひつな採択環境を確保	164	
					請求があれば開示	538	
					その他	115	
		未回答	1 (0.1)				
③	市町村立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果の理由	公表	629 (36.2)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	378	
					情報センター等	108	
					都道府県教育委員会が公表	30	
					採択地区協議会の事務局を務める	194	
					その他	41	
		非公表	1110 (63.8)	非公表の理由	静ひつな採択環境を確保	190	
					請求があれば開示	776	
					その他	134	
		未回答	1 (0.1)				
④	市町村立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会又は採択地区協議会の議事録	公表	644 (37.0)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	426	
					情報センター等	110	
					都道府県教育委員会が公表	4	
					採択地区協議会の事務局を務める	205	
					その他	25	
		非公表	1095 (63.0)	非公表の理由	静ひつな採択環境を確保	216	
					請求があれば開示	748	
					その他	130	
		未回答	1 (0.1)		未回答	1	

※一部市町村について非公表理由の回答なしのため、非公表とした市町村数と理由の合計が合わない場合がある。

※非公表の理由について、複数回答不可としていたものの、複数回答していた市町村があるため非公表とした市町村数と理由の合計が合わない場合がある。

3 都道府県教育委員会における調査研究について（複数回答可能）

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 特徴や留意点のみを記述した資料を作成した。	41	87.2
② 観点別の評定を付した資料を作成した。	4	8.5
③ 総合的な評定を付した資料を作成した。	3	6.4
④ その他	4	8.5

採択関係状況調査結果（国立／私立中学校）

※割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。

※77の国立中学校、680の私立中学校が回答

1 採択替えを行うか否かの判断について

1 - 1 採択替えを行ったかについて

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0	42	6.2
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	2	2.6	22	3.2
③ 採択替えを行わなかった。	75	97.4	616	90.6

1 - 2 採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	28	36.4	52	7.6
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査研究の結果	26	33.8	40	5.9
③ 令和2年度における採択の理由	61	79.2	428	62.9
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に貴校において行った調査研究の結果を含む。）	54	70.1	321	47.2
⑤ 貴校において行った、新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	30	39.0	192	28.2
⑥ その他	0	0.0	19	2.8

2

採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成		作成なし	未回答
① 選定関係資料	国立	77校	53校 (68.9)	公表 32校 非公表 21校	24校 (31.1)	0校 (0)
	私立	680校	176校 (25.9)	公表 64校 非公表 112校	495校 (72.8)	9校 (0.01)
② 採択替えに関する検討結果	国立	77校	21校 (27.2)		56校 (72.8)	0校 (0)
	私立	680校	102校 (15.0)		535校 (78.7)	43校 (6.3)
③ 採択替えに関する検討結果の理由	国立	77校	19校 (24.7)		58校 (75.3)	0校 (0)
	私立	680校	60校 (8.8)		576校 (84.7)	44校 (6.4)

※括弧内は合計体に占める割合（%）を示す。